

熱い想いが 四日市を変える!!

森ともひろ通信

第24号



あなたは

2	1	2	4	8	2
---	---	---	---	---	---

 人目の読者です。 **37歳** 四日市市議会議員/公認会計士・税理士

市政・議会報告 [平成27年8月定例会議会]

8月31日～10月6日の37日間、四日市市議会では平成27年8月定例会議会が開催され、平成26年度決算認定、平成27年度補正予算案含む23議案、5発議、4請願が採決されました。

【平成27年度補正予算】中心市街地活性化推進方策調査予算が可決

8月定例会議会にて「中心市街地の活性化に向けた、情報発信機能や市民交流機能を含めた具体的な推進方策について調査検討を行う」為の調査研究、そして具体化に向けた推進方策を取り纏めていく為の『中心市街地活性化推進方策調査検討事業費』600万円補正予算が可決されました。

6月定例会議会で、ジャスコA館跡地建設予定のマンションの一角を購入し、情報発信機能や市民交流機能を備えた施設を設置しようとした『中心市街地拠点整備費』6,090万円(債務負担行為の金額を含む)が全額否決され、ストップが掛かっていた中心市街地活性化施策がようやく動き出すことになります。

【一般質問】収納の逃げ得を許さない!～滞納額99億円の現実～

市が有する債権は、以下の「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」の3種類です。

- **強制徴収公債権**：税金や国民健康保険料等で地方税法によって滞納処分が認められているもの
- **非強制徴収公債権**：生活保護費等返還金徴収金等で地方税法で滞納処分が認められていない債権
- **私債権**：市営住宅使用料や延長保育負担金等契約等の当事者間の合意に基づき発生する債権

平成26年度末時点で、四日市市が保有するこれらの債権の滞納額が99億円に上ります(強制徴収公債権：54億円、非強制徴収公債権：2億円、私債権：43億円)。一般会計の年間予算の8%程度の金額が滞納という形で未収入となっているのです。

「正直者が馬鹿を見る世の中にはしたくない!」

急な収入の減少により一時的な滞納を余儀なくされるケースまで非難するつもりはありません。しかし、滞納の中には意図的に、支払い能力があるにも関わらず支払いに応じないケースも多いのが事実です。支払い能力がある方からは、しっかりと徴収していかねばなりません。

適正な行政運営を行う為にも、収納の逃げ得を許してはいけません。今後の収納体制の強化を訴えました。



「市街化調整区域:土地活用の規制緩和分科会」が発足!

議員政策研究会分科会長に就任!!

平成27年度2月定例会議会において『既存集落の維持に向けた市街化調整区域における土地活用の規制緩和』に係る条例改正案が可決され、既存集落での自己用一戸建て住宅建築の際の規制が大幅に緩和されました(詳細は裏面参照)。更なる規制緩和について議論の必要があると考え、今年度においても「市街化調整区域におけるインターチェンジ付近、幹線道路沿いにおける店舗等に対する規制緩和」をテーマに議員政策研究会分科会発足を提案し、分科会長に就任させていただきました。今後も、市街化調整区域における土地活用の規制緩和に積極的に取り組んでいきます。

【四日市コンビナートは勝ち残れるか!】抱える課題を調査議論!

私が委員長を務める「産業生活常任委員会」の所管事務調査において、『四日市コンビナートが抱える課題』を取り上げ、議論を進めています。そして、「土壌汚染対策法への対応」「工場立地法に基づく緑地面積率の確保」「工業用水における契約水量と実使用量の差」がコンビナートが抱える課題として浮き彫りになってきました。

本市における産業振興の後押しが出来る様に、今後、当課題について掘り下げて問題提起を行っていきます。

・駅立ち440日を超える!!

・街頭演説 5年目突入!! 52ヶ月連続実施中!

・市政報告会 第4ステージ始まる! 160ヵ所目到達!!

【平成27年2月定例月議会：議員提案による条例改正案が可決】 既存集落の維持に向けた『市街化調整区域の規制緩和』が実現!

平成27年2月定例月議会において、議員提案で上程された『四日市市開発許可等に関する条例の一部改正(案)』が満場一致で可決されました。当条例改正は、市街化調整区域で人口が減少し続ける現状を踏まえ、市街化調整区域における定住人口の確保、既存集落の維持を図ることを目的としています。当条例改正が実現したことにより、平成28年4月から市街化調整区域において土地活用の規制緩和が図られることとなります。

私は、議員就任当初から市街化調整区域の厳しい規制の状況を問題視し、市議会の一般質問においても当問題を数多く取り上げてきました。そして、平成26年に「市街化調整区域の土地活用の規制緩和」を目的とした「議員政策研究会(議政研)」の立ち上げを提案し、それが採用され当議政研で条例改正の議論を進められてきました。

行政側が市街化調整区域の土地活用の規制緩和に難色を示す中、議会が条例改正案をまとめ、可決に至ったことに四日市市議会の議会としての力を感しました。

では、平成28年4月から市街化調整区域の土地活用の規制緩和は、どう行われていくのでしょうか。

注意しなければいけないのが、市街化調整区域全域で規制緩和が実現する訳ではないということです。今回の条例改正は、既存集落の維持を目的にしていることから、規制緩和の対象は人口減少が生じている地区に限定されます。人口減少が軽微な地区(八郷、下野、楠)を「第1種指定既存集落」、人口減少が大きい地区(四郷、小山田、神前、桜、県、水沢)を「第2種指定既存集落」に指定し、それぞれのレベルに応じて規制緩和を行います。

「第1種指定既存集落」は『20年以上にわたり生活の本拠を有する直系2親等以内の親族の方』に、「第2種指定既存集落」は『新たに定住を望む方(全ての方が対象)』に、自己用一戸建て住宅の建築を認めます。

当条例改正は、本市の土地政策に大きな影響を与え、自治体間競争を勝ち抜く一つの武器になると考えます。

「第1種指定既存集落」〔八郷、下野、楠地区〕

「第2種指定既存集落」

〔四郷、小山田、神前、桜、県、水沢地区〕

(イメージ図)



森 智広 プロフィール

学 歴

平成6年 西陵中学校 卒業
平成9年 四日市南高校 卒業
平成13年 立命館大学 理工学部 卒業
平成23年 早稲田大学大学院公共経営研究科 修了

職 歴

平成15年 中央青山監査法人 入所
平成18年 あらた監査法人 入所
平成19年 公認会計士登録
平成21年 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 事業再生/再編グループ 出向
平成22年 あらた監査法人 退所
平成23年 四日市市議会議員選挙にて、5,493票の負託を受けてトップ当選〔現役最年少〕
平成25年 税理士登録
平成27年 四日市市議会議員選挙にて、5,852票の負託を受けてトップ当選

役 職

平成24年度 総合交通政策調査特別委員会 副委員長
平成25年度 教育民生常任委員会 副委員長
平成26年度 朝明広域衛生組合 議長
平成27年度 産業生活常任委員会 委員長
※四日市ラグビーフットボール協会副会長



森 ともひろ後援会連絡先

〒512-1105 四日市市水沢町2452 TEL・FAX:059-329-2193
E-mail: genki@mori-tomohiro.net